

大津市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 議事録

- 1 会議の名称 令和8年度 第2回大津市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
- 2 開催日時 令和8年7月30日（木） 14時00分から15時30分
- 3 場 所 大津市市民活動センター 大会議室
- 4 出席者 9名
南 多恵子 （学校法人玉手山学園関西福祉科学大学）
尾崎 史 （NPO 法人 あさがお）
河野 純子 （滋賀弁護士会女性の法律事務所パール）
佐竹 扶佐 （大津市民生委員児童委員協議会連合会）
竹内 俊彦 （社会福祉法人大津市社会福祉協議会）
恒松 睦美 （NPO 法人 あめんど）
日比 晴久 （大津市社会福祉協議会施設連絡会）
細見 美津子 （大津市介護支援専門員協会）
松岡 啓太 （大津市障害者自立支援協議会）
- 5 欠席者 1名
- 6 傍聴者 0名
- 7 事務局
大津市 福祉政策課 栗本課長 土蔵課長補佐 仲野主任 福地主事
重層的支援推進室 淀主査

大津市社会福祉協議会 井ノ口事務局次長、森野地域福祉課長、山崎自立支援課長
- 8 議 題
(1) 第4次大津市地域福祉計画・第6次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の評価について
(2) 第5次大津市地域福祉計画・第7次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の素案について

9 議事の概要（要旨）

（１）第４次大津市地域福祉計画・第６次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の評価について

（委員） D 評価など、次期計画に向けてもう少し取り組まないといけないものはあるか。

（事務局） 自治会加入率の上昇の目標のみ D 評価となっている。

（事務局） 自治協働課としては、自治会加入率の上昇も大事だが、まちづくり協議会を活性化していくことに重きを置いているようである。地域の支え合いの仕組みをつくり、地縁を求めることを簡潔化していくことも大事である。課題として感じていることから、加入率の上昇のみでなく、幅広い可能性を考えながら取り組んでいく。

（事務局） 社協の C 評価について、ふれあいサロンを通した情報発信を目標としていたが、サロンを開くのが精一杯で情報発信までは至っていない。安心事業について、新たな事業はこれからの５年間で取り組んでいく予定である。ファンドレイジングについて、新たな募金手法を取り入れたりしているが、これからという状況となっている。

（委員） 自治会加入率の低下について、まちづくり協議会があるが、機能している学区もあれば、機能していない学区もある。その後のフォローができていないと思う。自治会加入率の上昇を目指すのか、違う形を目指すのか、検討が必要である。

（事務局） 市民活動推進室の場所が明日都の市民活動センターに移り、そこがまちづくり協議会への支援を実施する体制となっている。

（委員） 自治会加入促進事業があるが、自治会加入率の上昇はあきらめ、自治会よりもまちづくり協議会で進めていくのか。自治会も頑張っているところがたくさんある。

（事務局） 自治会をあきらめるというわけではなく、学区でまち協、自治会の活動状況が違うことから、現状を踏まえて学区ごとの自治のあり方を検討していくことが必要だと考えている。

（委員） まちづくり協議会の捉え方も大事である。捉え方が定まらないため、各学区の活動がまちまちになっている。

（２）第５次大津市地域福祉計画・第７次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の素案について

（委員） 権利擁護を担う団体として、成年後見制度の改正について、本人の能力を基にしたものか

ら、支援の必要性を前面に出した制度へ変わっていく。効果的に実行していくためには、権利擁護を支える地域の仕組みが重要となり、社会福祉法改正と成年後見制度改正は両輪と考えている。成年後見制度の利用が終わった人、成年後見制度に当てはまらない人への支援をどのように行うのかを心配しているが、考えはあるか。

(事務局) 施行まで2年あるということで、国の具体的な通知等はこれからであり、分からないことも多い。本計画においては「成年後見制度利用促進基本計画」を包含しているため、そこに対して取り組んでいくことが主となる。終われる制度になってくることから、新日常生活支援事業について、詳細が分かれば本計画にも掲載できるところは掲載していきたい。

(事務局) 民法改正は令和10年開始ということもあり、まずは現在の事業をしっかりと実施していくことが大事かと考えている。身寄りのない方への死後事務などはすでに実施していることから、それが事業化するという一方で、様々な関係機関と連携し、いろいろな支援を選択できるようにしていけたらと考えている。

(委員) 本人の意思を尊重することは大事だが、判断能力のない人の意思を尊重することが難しいと感じる。本人はできていると思っていることから、現状では支援のグレーゾーンを支援者が担っている。制度につなぐことも難しい人が増えていると感じている。後見が下りるまでに期間がかかるため、その間を埋めてもらえるような取り組みも考えているのか教えてほしい。

(事務局) 権利擁護の支援のつなぎについて、支援者側の折り合いをつけることが大事。本人の言うがままではダメだし、ネットワークづくりが大事だと考えている。障害のある方等だけでなく、将来が不安な方も対象となるため、新たな仕組みを構築していく。

(委員) 本人を中心とした権利擁護支援は大事だが、具体的にはどのような形で行うのかが分かるようにしてほしい。意思決定支援を確認できるような仕組みだと思うが。タイトルでわかる方が良いのでは。

(委員) 合同会議で、権利擁護＝成年後見制度にならないようにと意見を出していたが、分かりやすくなっていると思う。重層的支援体制整備事業について、市民の目線から見て何が変わるのかが分かりづらい。ワンストップで相談を受けるのか。

(事務局) ワンストップ窓口は実施しておらず、国でも推奨しているわけではないことから、各相談窓口で対応し、つなぐということで実施している。窓口でどこにつなぐか迷ったときに、重層的支援推進室で調整している。市民への周知は広くはしていないが、支援者への周知は広く行っている。相談は増えているが、確かに市民からは分かりづらいことから、今回どのような見せ方をするのかは検討したい。

- (委員) 民生委員として、つなぎ先はだいたいわかっており、支所でもいろいろ教えてくれるが、市役所の窓口に行くと何も教えてくれない。どこに行けばいいか教えてくれるシステムがあれば良い。
- (事務局) 福祉の課に来られる方も多いが、総合受付から来られる方もいる。導線を含めた話になると、庁舎の建て替えもあるため、意見も踏まえて考えていきたい。
- (事務局) 新庁舎はワンフロアの中で完結できるような形になる予定である。
- (委員) 再犯防止推進計画について、社会を明るくする運動の周知ではなく、より具体的な目標の方が良いのではないか。
- (事務局) 罪を犯した方が地域に戻った時に、孤立しないよう、地域への周知啓発に重きを置いているところである。主に取り組んでいる方が保護司になるため、そこへの支援も行う必要があると考えている。社会を明るくする運動のライトアップなどの意味について、丁寧に広報していく必要があると考えている。
- (委員) 「ケアラー支援」という言葉が出ているが、これは現計画からあったのか。新しい動きから追加されたものか。
- (事務局) これまでも各分野の取組で「ケアラー支援」、「介護者支援」など介護者の負担軽減の取組が行われていたが、地域福祉計画でそれらを吸い上げていく必要がある。議員からの提案で「ケアラー支援条例」の制定が検討されている。次期計画で各分野のケアラー支援策に見える化していきたいと考えているが、新たな事業というよりは、これまで行ってきた介護者支援を各分野から意識的に上げていけるようにしたいと考えている。
- (委員) 福祉学習について、多様性を尊重するということで、具体的に変えていくことはあるのか。子どもたちに対して福祉学習をするが、先生が理解している必要があるのではないか。合同会議では、先生を巻き込んでいけないかという話をしていたが、それに対する新たな取組などはないか。
- (事務局) 家庭科の授業での福祉学習は丁寧に行ってくれている印象である。福祉連絡会が入っていたことから社協も間に入って調整等している。ただ、福祉を職業にするというところまで先生が考える段階までは至っていない。
- (委員) 合同会議でも教育関係者に入ってもらった方が良かったのではという意見もあった。

- (事務局) 地域福祉計画に盛り込むべき項目として、教育が追加されたという流れもあり、教育分野にアプローチしていかないといけないと考えている。
- (事務局) 高齢者の計画（ゴールドプラン）において、小・中だけでなく、高校に出向いて介護人材確保の取組を行っている。
- (委員) 障害分野においても、インターンシップを実施したり、学校に出向いたりしているが、高校へのアプローチは大事だと感じる。人材確保に加え、ケアラー等、サービスを利用する側としても考えていく必要がある時期となる。一方で、通信制高校や、高校との連携は難しい。
- (委員) 先生に理解してほしいと感じているため、市として知っておいてほしいことを伝える取り組みを進めてほしい。
- (委員) 通信制高校に通う子も多く、そこから大学へも進学できる状況。その中で障害があっても気づかないこともあるが、18歳で大人になり、支援の対象でなくなってしまう。働かなくてはいけないが働けない子もいる。家庭で教えてもらえない場合、料理する、洗濯するなどの生活に関することをどこで教えていくのか、そのあたりの支援が出来たら良いと感じる。
- (委員) 大学生も地域福祉の一員となって取り組みを進めることが大事だと感じる。合同会議意見が反映されている部分もある一方、これから追加すべきことは追加していかないとけない。
- (委員) 災害について、福祉避難所の運営がC評価となっている。障害のある方や認知症の方が安心して過ごせる避難所を考えてほしい。避難所に行くと迷惑になるから行かないという方もいる。
- (事務局) 配慮の必要な人の避難所運営、健康福祉班から福祉避難所への調整、入所・入院の調整を行う体制になっているため、計画に書けるところは入れていく。
- (委員) P46、「支援の狭間が生まれないよう」という表現はどうか。生まれないというよりはどのように支援していくかが大事。
- (事務局) 表現を検討する。
- (委員) 情報アクセシビリティ法ができたことから、合理的配慮など情報を得にくい人への支援も記載してはどうか。

(事務局) 障害者計画には記載しているため、吸い上げるか検討する。

(委員) 合同会議では、漏れていた視点かもしれない。

(事務局) 次回は 10 月下旬開催を予定している。

以上